

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の平成9年6月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年6月から10年3月まで

私は、就職先の新入社員研修で「学生時代に国民年金保険料の未納がある場合は納付するように。」と言われた。就職先の会社が元々父と関係のある会社であり、入社時でもあったことから、必ず納付しなければならないとの思いで、母に金融機関で納付してもらった記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年2月か同年3月に、採用が内定していた会社の研修会で「学生時代に国民年金保険料の未納がある場合は納付するように。」と話があったことを受けて、申立人の母が金融機関で現金を引き出し、申立期間の保険料を納付したと述べているところ、申立人の父親名義の預金口座に係る預金取引明細表から、同年3月27日に16万円（申立期間の保険料額は12万8,000円）が引き出されたことが確認できる。

また、現金の引き出しが行われた金融機関は、申立人が居住する市の指定金融機関であり、その場で申立期間の保険料を納付することが可能であった上、申立人の年金手帳は、20歳到達を契機として交付されていることから、申立人に対し申立期間の納付書が発行されたことは明らかであり、保険料資金を引き出した時点（平成10年3月27日）で、同納付書を用いて申立期間の保険料を納付することも可能であった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1523

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年3月まで

申立期間の保険料は未納とされているが、私は免除を申請し、申請は承認されていたと思うので、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除を申請した明確な覚えが無い一方で、申立期間当時、保険料を免除することはできないと社会保険事務所（当時）から説明されたことを明確に記憶している。

また、申立人の父親の平成8年分給与所得の金額は、平成9年度の学生たる被保険者に係る保険料免除の承認基準の額を大幅に上回っているとみられ、申立期間当時、申立人に対して、保険料を免除することができないとした社会保険事務所の回答が誤っていたとは判断し難い。

さらに、申立人が申立期間当時居住した市の被保険者名簿でも申立期間に係る保険料が免除されたことはうかがえず、オンライン記録との齟齬も無い上、申立期間に係る保険料が免除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月までの期間、同年 9 月から平成 8 年 6 月までの期間及び 14 年 4 月から 16 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月まで
② 昭和 63 年 9 月から平成 8 年 6 月まで
③ 平成 14 年 4 月から 16 年 1 月まで

私は、若い時から国民年金は国が管理していて、将来必ず自分に戻ってくるという意識が強くあり、生活が困難な時以外は保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 6 月に申立人の元妻と婚姻届を提出した際、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、以後の婚姻期間中については、元妻に国民年金保険料の納付を任せていたと述べているところ、元妻から聴取することは困難であることから、婚姻期間中の申立人の保険料の納付状況は不明である上、申立期間のうち婚姻期間中における元妻の保険料も申立人と同様に同年 9 月以降は未納であり、元妻が、申立人の保険料を継続して納付していたとは推認し難い。

また、申立人は平成元年 9 月に住所を変更しているが、転入先の市で申立人の被保険者名簿が作成されたことはいかがえず、申立人自身も転入時に国民年金の住所変更手続を行った覚えが無いとしている上、オンライン記録でも申立人が同市に居住した記録は確認できないことから、申立人が、国民年金に係る手続を適切に励行していたことはいかがえず、申立人は同市では国民年金に未加入であったものと推認できる。

さらに、申立人は離婚後の保険料の納付について、送付された納付書により納付していたとしているが、上記のとおり、平成元年 9 月以降居住した市

において、申立人は国民年金に未加入とされていたものと推認できることから、申立人に対して納付書が送付されることは無かったと考えられる。

加えて、申立期間は延べ 10 年間にわたっており、行政がこれほど長期的に事務の過誤を繰り返すとは考え難い上、近年である申立期間③の時期には、保険料収納に係る事務処理の機械化が促進されていることから、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1525

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 11 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 50 年 9 月まで

申立期間の保険料について、区役所から当時の保険料額で納付できる旨の通知書が送られてきた。昭和 51 年又は 52 年頃に区役所の出張所あるいは金融機関の窓口でまとめて特例納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年又は 52 年頃に区役所から申立期間の国民年金保険料を申立期間当時の保険料額で遡って納付することができる旨の通知書が送付されたため、金融機関などでまとめて 3 万円程度を特例納付したとしているところ、特例納付制度は、上記申立人が通知書を受け取ったとする時期には実施されていなかった上、特例納付においては遡って保険料を納付しようとする期間の当時の保険料月額で納付することはできず、これより高額に設定された一定の保険料月額で納付するものであったことから、申立人の主張と相違する。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 9 月 21 日に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃初めて行われたものと考えられること、ii) 申立期間直後の保険料が納付済みとされている 50 年 10 月から 52 年 6 月までの期間は、加入手続の時点で保険料の法定納期限を経過していたことから、申立人は、加入手続後、間もなく同期間に係る保険料を遡って納付したものと推認でき、かつ同期間の保険料額の合計は 3 万円と申立人が遡って納付したと記憶する金額に相当することから、申立人は、上記加入手続後、間もなく行ったとみられる期間を遡及しての保険料納

付を申立期間に係る保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 1526 (事案 589 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月

昭和 53 年 9 月に会社を辞め、10 月から新たな就職先が決まっていたが、自分で市役所に行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料もその日に納付したので、申立期間が国民年金に未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る年金手帳や領収書の記憶が曖昧であること、ii) 申立人が記憶する保険料額が申立期間当時の保険料額と相違していること、iii) 申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 55 年 6 月 25 日に払い出されており、別の同記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、この頃初めて国民年金に加入したものと推認できるが、申立人に遡って保険料を納付した記憶が無いこと、iv) 申立人が所持する年金手帳でも初めて国民年金被保険者となった日は同年 4 月 1 日とされ、申立期間は未加入期間とされていること等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回も前回同様に退職後速やかに市役所で加入手続を行い、保険料を納付した記憶があると主張するが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 48 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付について友人に相談したところ、納付を勧められた。その時、友人からは、2年遡って納付できることを教えられ、初回は市役所で2年遡って納付し、その後は毎月銀行窓口で納付していた記憶がある。その経験から夫の保険料も遡って納めているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人から2年遡って国民年金保険料を納付することが可能であるとの助言があったことから、市役所に赴き、保険料を遡って納付したと述べているが、このような経緯があった時期に係る記憶は明確ではない（今回、申立人が昭和 46 年 1 月以降を申立期間としているのは、国民年金手帳記号番号の払出時期から推定される国民年金の加入手続時期が 48 年 1 月頃とみられることを知ったため、これを基準として2年間遡ったとしているものである。）としていることから、申立人の主張が申立期間の保険料の納付に係るものと推定することは困難である。

また、申立期間の保険料を過年度納付するにも、市では現年度保険料しか取り扱わないことから、申立人が主張するように市役所の窓口で納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 59 年 6 月まで

私は、会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続をし、保険料を納付しているはずであるため、申立期間が国民年金に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月に会社を退職した後、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 3 月に払い出されたものとみられ、これより前に申立人に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて行われた加入手続により、申立人は元年 2 月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であったことになり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳にも、申立人が申立期間について被保険者資格を有していたことを示す記載は無い上、申立人は申立期間当時、いろいろな公租公課に係る手続及び支払いを行った記憶があるとするのみで、それらが何の手続であったか具体的な記憶は無いとしていることから、申立人が確かに申立期間に国民年金に加入し、保険料を納付していたものと推認することも困難である。

さらに、申立期間の途中で転入した町の被保険者名簿等でも申立期間は国民年金に未加入とされており、オンライン記録との齟齬は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月まで

私は、申立期間当時、仕事もしておらず保険料を納付していなかったの
で、納付勧奨の通知を何度か受け取っていた。そのため、父からお金を借
りて、未納の保険料数万円を役所に一括で納付したので、申立期間の保険
料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は何度か納付勧奨を受けた後、申立期間の国民年金保険料として父
親からお金を借りて役所で数万円を納付したとしているのみで、その主張に
係る納付勧奨が、いつ、どの期間を対象として行われたものであったか不明
であり、どの役所に納付したのかも特定できないとしていることから、申立
期間の保険料の納付状況について、うかがい知ることは困難である。

また、市役所からの督促に応じて現年度納付したとする主張とみた場合、
申立人の所持する昭和 47 年 3 月発行の国民年金手帳の検認記録欄が空欄で
あることから、申立期間のうち大半を占める昭和 46 年度分の保険料は市に
は納付されていなかったと考えられるほか、社会保険事務所（当時）からの
納付勧奨に応じて申立期間の保険料を過年度納付したとする主張とみても、
申立人が納付したと記憶する保険料額は、申立期間の保険料を全て納付する
のに必要となる金額から大きく乖離^{かいり}している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料
（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうか
がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。